

山梨県公報

第三百七十六号

令和五年

五月十一日

木曜日

目次

告示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)……………三三七

訓令

○山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令……………三三七

公告

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三三八

○土地改良区役員の変更及び就任(二件)……………三三八

○開発行為に関する工事の完了について……………三四一

公安委員会

○指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………三四一

○運転免許取得者等教育実施者の代表者の氏名の変更の届出……………三四一

告示

山梨県告示第三百七十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和五年五月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
一般国道	四百一十一号	甲府市和戸町字三反田二八三番一地从先から 甲府市和戸町字奈良原九七二番三地从先まで

山梨県告示第三百三十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和五年五月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府南アルプス線	甲斐市西八幡字西冷間一九三四番一地从先から 甲斐市西八幡字西冷間二二三三番一地从先まで

訓令

山梨県訓令甲第十一号

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年五月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県環境保全推進本部規程(平成二十七年山梨県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「感染症対策統轄官補 知事政策局長 スポーツ振興局長」を「知事政策局長」に、「リニア未来創造局長 総務部長」を「総務部長」に、「観光文化部長」を「観光文化・スポーツ部長」に改める。

別表第二中「感染症対策センター理事」を「感染症対策統轄官補」に、「スポーツ振興局長 県民生活部次長」を「県民生活部次長」に、「リニア未来創造局長 総務部次長」を「総務部次長」に、「産業労働部次長 観光文化部次長」を「産業労働部理事 観光文化・スポーツ部次長」に、「企業局長」を「企業局次長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年五月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智及び小林繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
クールカレアン株式会社 代表取締役 堀内一夫 東京都品川区西五反田二丁目七番十二号五反田第一生命ビルディング別館 外二十二者	クールカレアン株式会社 代表取締役 堀内一夫 東京都品川区東品川四丁目十二番六号品川シーサイドキャナルタワー二十一階 外二十一者

3 変更の年月日 令和五年一月三日

三 届出年月日 令和五年四月二十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和五年九月十一日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、村山六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和五年五月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	新海敏生	北杜市高根町蔵原千九百八番地	令和五年三月三十一日
同	山本高良	北杜市高根町小池七百十五番地	同
同	作道和夫	北杜市高根町蔵原千五百五十八番地二	同
同	大芝正和	北杜市高根町村山西割千二百二十五番地	同
同	清水秀夫	北杜市高根町村山東割八百八十九番地三	同
同	指吸敬治	北杜市高根町村山北割二百九十六番地	同
同	仲嶋和義	北杜市高根町堤五百十番地	同
同	藤原久徳	北杜市高根町村山東割千三百六十一番地	同
同	中嶋昭洋	北杜市高根町村山北割三千二十三番地一	同
同	油井啓文	北杜市高根町堤五百八十九番地	同
同	原明人	北杜市高根町村山西割二千百八十二番地	同
同	伊藤哲夫	北杜市高根町小池七百四十番地	同

二 就任

同	同	同	同	理事	役職名
清水秀夫	伊藤哲夫	浅川文範	作道和夫	新海敏生	氏名
北杜市高根町村山東割八百八十番地三	二 北杜市高根町小池七百四十番地	北杜市高根町村山北割三千六百八十番地一	北杜市高根町蔵原千五百五十八番地二	北杜市高根町蔵原千九百八番地	住所
同	同	同	同	令和五年四月一日	就任年月日

同	同	同	同	監事	
福田和久	小池良幸	横森俊司	清水光	浅川一満	
北杜市高根町村山北割三千二百六十一番地	北杜市高根町蔵原千七百三十八番地	北杜市高根町村山西割七十四番地	北杜市高根町村山東割六百九十番地	北杜市高根町村山北割千八百五十九番地	二
同	同	同	同	同	

同	同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
木次強	山本均	向井修一	清水光	大芝正和	松本精一	浅川和幸	坂本和広	中嶋新	手塚威近	原明人	油井啓文
北杜市高根町村山北割三千二百六十一番地	北杜市高根町蔵原千七百三十二番地	北杜市高根町村山北割千四百四十七番地	北杜市高根町村山東割六百九十六番地	北杜市高根町村山西割千二百二十五番地	北杜市高根町小池六百四十四番地	北杜市高根町村山西割二千八百四番地	北杜市高根町堤五百二十番地	北杜市高根町村山北割二千二十二番地	北杜市高根町村山東割千二百四十七番地	北杜市高根町村山西割二千零八十二番地	北杜市高根町堤五百八十九番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大袋堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和五年五月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	矢崎義英	甲斐市大袋二千六百七十三番地一	令和五年四月二十九日
同	田中正司	甲斐市牛匂二千二百十番地一	同
同	坂下健	甲斐市大久保三百十八番地	同
監事	猪股俊公	甲斐市大袋二千六百三十四番地	同
同	赤沢信二	甲斐市牛匂二千二百三十七番地	同
理事	猪股兼幸	甲斐市大袋二千六百四十五番地	同
同	土肥健一	甲斐市亀沢三千九百五十六番地	同
同	猪股俊雄	甲斐市大袋三十二番地	同
同	大久保和仁	甲斐市大久保三百五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	猪股兼幸	甲斐市大袋二千六百四十五番地	令和五年四月三十日
同	田中正司	甲斐市牛匂二千二百十番地一	同
同	坂下健	甲斐市大久保三百十八番地	同
監事	猪股俊雄	甲斐市大袋三十二番地	同
同	赤沢信二	甲斐市牛匂二千二百三十七番地	同
理事	小田切浩二	甲斐市大袋二千六百六十七番地	同
同	土肥健一	甲斐市亀沢三千九百五十六番地	同
同	中澤正美	甲斐市大袋二千九十五番地	同
同	大久保和仁	甲斐市大久保三百五番地	同
同	神沢章	甲斐市牛匂二千二百二十四番	同

同	神沢章	甲斐市牛匂二千二百二十四番地	同
同	長田千昭	甲斐市亀沢三千九百十五番地	同
同	保坂一美	甲斐市大袋二千七百三十番地	同

	同	長田千昭	地
同	増坪久	甲斐市岩沢三千九百十五番地	同
同	二 甲斐市岩森千二百二十一番地	同	同
監事	草深和久	甲斐市岩森千九百十五番地六	同

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事は、完了した。

令和五年五月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南巨摩郡身延町下山字川除下一万百三十三番二十六の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南巨摩郡身延町切石三五〇番 身延町長 望月幹也

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十八号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社協同社から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年五月十一日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

- 一 変更後の代表者の氏名 佐野 浩
- 二 変更年月日 令和五年四月一日

山梨県公安委員会告示第五十一号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

第七条第一項の規定により、株式会社協同社から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年五月十一日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

- 一 変更後の代表者の氏名 佐野 浩
- 二 変更年月日 令和五年四月一日

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番